



SPbyMD

Suicide Prevention by Media Design

自殺予防団体-SPbyMD-定款

》第1章 総則

第1条 名称

この団体は、自殺予防団体-SPbyMD-という。略称はSPbyMDとする。

第2条 事務局

この団体は、主たる事務局を北海道札幌市に置く。

》第2章 目的及び事業

第3条 目的

この団体は、普及啓発・後方支援に関する事業を行うことにより、自殺対策に関心を持ち能動的な姿勢で自殺対策に取り組む道民を増やすことを以て、日本社会における自殺対策の促進に寄与することを目的とする。

第4条 事業

1. 自殺に対する正確な知識を広め、偏見や無理解を減らし、自殺対策に取り組む人を増やす普及啓発事業
2. 自殺対策に携わる人たちの活動を応援する後方支援事業
3. 自殺対策に限らず、命の尊さを考える機会を創るその他事業

普及啓発特化型自殺予防団体

代表 内田 貴之 Takayuki Uchida
spbymd@gmail.com / <http://spbymd.web.fc2.com>

》第3章 会員

第5条 会員の種別

この団体の会員は、次の5種とする。

1. 正会員：この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 準会員：この団体の事業を応援するために入会した個人
3. 賛助会員：この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体
4. RT会員：この団体のツイートをRT協力するために入会した個人及び団体
5. サポーター：この団体の事業を応援するために入会した個人

第6条 会費及び納入時宜

この団体の会費及び納入時宜は、次の通りとする。

1. 正会員：月会費500円 / 初回は入会時、翌月より毎月末日を納入期日とする
2. 準会員：なし
3. 賛助会員：月会費3,000円 / 初回は入会時、翌月より毎月末日を納入期日とする
4. RT会員：なし
5. サポーター：入会金3,000円 / 入会時のみ

第7条 入会

(正会員・準会員・賛助会員・サポーター)

1. 正会員、準会員あるいは賛助会員として入会しようとする者は、この団体が指定する入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
2. 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(RT会員)

1. RT会員として入会しようとする者は、この団体のTwitterアカウントをフォローした上で、入会の意思を代表に表明するものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
2. 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付したメッセージをもって本人にその旨を通知しなければならない

第8条 会員の資格の喪失

1. 退会届の提出をしたとき
2. 本人が死亡したとき
3. 代表によって除名されたとき

第9条 除名

会員が次の事項の一に該当するに至ったときは、代表がこれを除名することができる。

1. この定款に違反したとき
2. この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第10条 退会

会員は、この団体が指定する退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

》第4章 役員及びスタッフ

第11条 役員の種別

この団体に次の役員を置く。

1. 代表：内田貴之
2. 副代表：尾垣洋輔
3. 副代表代理：代表により任命を受けた正職員
4. 代表補佐：代表により任命を受けた正職員
5. 代表特例補佐：特例につき一切を代表に委ねる

第12条 役員の選任

代表補佐の選任及び解任は、代表の一存とする。

第13条 役員の職務

1. 代表：この団体を代表し、全体を統括する
2. 副代表：この団体の代表を補佐する
3. 副代表代理：この団体の副代表の職務を代行する
4. 代表補佐：この団体の代表を補佐し、これに事情あるとき、その職務を権限内において代行する
5. 代表特例補佐：特例につき一切を代表に委ねる

第14条 役員の任期

代表及び副代表の任期は永年とする。

第15条 スタッフの種別

この団体に次のスタッフを置く。

1. スタッフ
2. 臨時スタッフ

》第5章 顧問

第16条 顧問の種別及び選任

この団体に顧問を置く。尚、顧問の選任は代表の一存とする。

第17条 顧問の職務

顧問は、この団体の代表に対し助言を行うなど、この団体を側面から支え補佐する。

》第6章 資産及び予算

第18条 資産の構成

この団体の資産は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. 事業に伴う収入
4. その他の収入

第19条 資産の管理

この団体の資産は、代表が管理する。

第20条 資金管理の口座

この団体の資金は、ゆうちょ銀行の専用口座で管理する。

第21条 資金のうち予算および決算全般

この団体の予算は、次の各項に掲げる通りとする。

1. 取組ごとの必要経費を見積り、確保する
2. 予算の見積りは後の状況に合わせ、柔軟に見直す
3. 支出額が明らかなきは事前に口座より引出し、これ以外においては立替額を事後引出す
4. 事前に口座より引出した場合に剰余金が生じたときは、速やかに口座に戻すものとする
5. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする
6. 収支報告書の作成は任意とし、提出義務が発生したとき、ほか必要に応じて作成する

》第7章 解散

第22条 解散

この団体の解散は、代表の死亡を唯一の事由とする。

第23条 解散の手続き

この団体の解散手続きは、別途定めることとする。

第24条 残余財産の帰属

この団体が解散したときに残存する財産は、代表の遺言に基づき譲渡するものとする。

》第8章 その他

第25条 団体設立

この団体の設立年月日は、平成25年5月1日とする。

第26条 事業年度

この団体の事業年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日までとする。

第27条 定款の変更

この定款を変更するときは、代表の承認を得なければならない。

附則

平成26年5月1日 制定

平成26年5月2日 施行

平成26年6月4日 変更

平成26年7月8日 変更

平成26年11月13日 変更

平成26年12月20日 変更

平成27年4月20日 変更

平成27年6月24日 変更

平成27年7月26日 変更

平成28年5月1日 変更

平成28年8月27日 変更

平成28年11月20日 変更